

平成29年度土浦市立幼稚園利用者負担額（保育料）について

土浦市教育委員会学務課

土浦市立幼稚園の利用者負担額は以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

【土浦市立幼稚園保育料】

1 ひとり親世帯等以外の世帯

階層 区分	定義	第1子の保育料 (月額)	第2子の保育料 (月額)	第3子以降の保育料 (月額)
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	0円	0円	0円
第2	当該年度分（4月から8月分まで）にあつては、前年度分）の納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	2,500円	0円	0円
第3	当該年度分（4月から8月分まで）にあつては、前年度分）の納付すべき市町村民税の所得割課税額の合算額が77,101円未満である世帯	6,000円	3,000円	0円
第4	当該年度分（4月から8月分まで）にあつては、前年度分）の納付すべき市町村民税の所得割課税額の合算額が77,101円以上である世帯	6,000円	3,000円	0円

備考

- 園児の属する世帯がこの表の第2階層に認定された場合で、当該世帯に属する子どもが当該世帯の保護者と生計を一にするときは、当該子どもをその年齢にかかわらず最年長者から年齢順にそれぞれ同表の第1子、第2子及び第3子以降の子どもとみなす。この場合において、園児に係る保育料は、同表の第2階層における園児が第1子とみなされるときにあつては第1子の保育料（月額）欄の額、第2子とみなされるときにあつては第2子の保育料（月額）欄の額、第3子以降とみなされるときにあつては第3子以降の保育料（月額）欄の額を適用する。
- 園児の属する世帯がこの表の第3階層に認定された場合で、当該世帯に属する子どもが当該世帯の保護者と生計を一にするときは、当該子どもをその年齢にかかわらず最年長者から年齢順にそれぞれ同表の第1子、第2子及び第3子以降の子どもとみなす。この場合において、園児に係る保育料は、同表の第3階層における園児が第1子とみなされるときにあつては第1子の保育料（月額）欄の額、第2子とみなされるときにあつては第2子の保育料（月額）欄の額、第3子以降とみなされるときにあつては第3子以降の保育料（月額）欄の額を適用する。
- 園児の属する世帯がこの表の第4階層に認定された場合で、当該世帯に属する子どものうち小学校3年生以下の子どもがいるときは、当該子どもを最年長者から年齢順にそれぞれ同表の第1子、第2子及び第3子以降の子どもとみなす。この場合において、園児に係る保育料は、同表の第4階層における園児が第1子とみなされるときにあつては第1子の保育料（月額）欄の額、第2子とみなされるときにあつては第2子の保育料（月額）欄の額、第3子以降とみなされるときにあつては第3子以降の保育料（月額）欄の額を適用する。

- 4 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税の所得割課税額を合算する。
- 5 途中入園又は途中退園における保育料は、次の算式により算定した額とする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- (1) 月途中の入園の場合 保育料×入園日からの開園日数(当該開園日数が20日を超える場合にあっては、20日)÷20日
- (2) 月途中の退園の場合 保育料×退園日の前日までの開園日数(当該開園日数が20日を超える場合にあっては、20日)÷20日
- 6 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除等前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 7 婚姻によらないで父若しくは母となり、現に婚姻していない保護者にあっては、所得税法(昭和40年法律第33号)の規定による寡婦(寡夫)控除をみなし適用し、寡婦(寡夫)又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の17の規定による寡婦控除の特例に該当する場合の控除額を所得控除の額に加えて市町村民税の所得割課税額を算出する。

2 ひとり親世帯等の場合

階層区分	定義	第1子の保育料 (月額)	第2子の保育料 (月額)	第3子以降の保育料 (月額)
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯	0円	0円	0円
第2	当該年度分(4月から8月分まで)にあっては、前年度分)の納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	0円	0円	0円
第3	当該年度分(4月から8月分まで)にあっては、前年度分)の納付すべき市町村民税の所得割課税額の合算額が77,101円未満である世帯	3,000円	0円	0円
第4	当該年度分(4月から8月分まで)にあっては、前年度分)の納付すべき市町村民税の所得割課税額の合算額が77,101円以上である世帯	6,000円	3,000円	0円

備考

- 1 園児の属する世帯がこの表の第3階層に認定された場合で、当該世帯に属する子どもが当該世帯の保護者と生計を一にするときは、当該子どもをその年齢にかかわらず最年長者から年齢順にそれぞれ同表の第1子、第2子及び第3子以降の子どもとみなす。この場合において、園児に係る保育料は、同表の第3階層における園児が第1子とみなされるときにあっては第1子の保育料(月額)欄の額、第2子とみなされるときにあっては第2子の保育料(月額)欄の額、第3子以降とみなされるときにあっては第3子以降の保育料(月額)欄の額を適用する。
- 2 園児の属する世帯がこの表の第4階層に認定された場合で、当該世帯に属する子どものうち小学校3年生以下の子どもがいるときは、当該子どもを最年長者から年齢順にそれぞれ同表の第1子、第2子及び第3子以降の子どもとみなす。この場合において、園児に係る保育料は、同表の第4階層における園児が第1子とみなされるときにあっては第1子の

保育料（月額）欄の額，第2子とみなされるときにあっては第2子の保育料（月額）欄の額，第3子以降とみなされるときにあっては第3子以降の保育料（月額）欄の額を適用する。

3 世帯が次の各号のいずれかの世帯に該当するときは，この表を適用する。

(1) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で，現に園児を扶養しているものの世帯）

(2) 在宅障害児（者）世帯で，次の各号に掲げるいずれかの者を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け発児第156号厚生事務次官通達）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯保護者の申請に基づき，生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

4 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は，父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税の所得割課税額を合算する。

5 途中入園又は途中退園における保育料は，次の算式により算定した額とする。ただし，当該額に10円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた額とする。

(1) 月途中の入園の場合 保育料×入園日からの開園日数（当該開園日数が20日を超える場合にあっては，20日）÷20日

(2) 月途中の退園の場合 保育料×退園日の前日までの開園日数（当該開園日数が20日を超える場合にあっては，20日）÷20日

6 市町村民税の所得割課税額については，住宅借入金等特別税額控除等前の所得割課税額を用いて，所得階層区分を決定する。



【その他】

◇9月が保育料の切り替え時期となります。保育料の切り替え時に額の変更が生じた場合は，改めて利用者負担額決定通知書を発行いたします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく利用者負担額					当年度の市町村民税額に基づく利用者負担額						

例：平成29年4月～8月分の保育料は平成28年度の市民税額、平成29年9月～平成30年3月分については平成29年度の市民税額により保育料を決定します。

◇保育料以外に、各幼稚園において次の実費徴収があります。

- ・給食費、PTA会費、アルバム代 ほか
- ・預かり保育 保育料・・・日額400円、月額4,000円